No.	質問	回答
1	・屋外サービスをメインメニューとしている事業所を、なぜ高知市は指定したのか。そもそも指定してはいけなかったのでは? ・年間行事の場合も屋外サービスの確認項目用紙は必要なのか?今回のデイの開設許可を出さなければ良かったのでは?	・介護サービス事業所のメインメニューの内容等の如何によらず、介護保険制度上、指定基準を満たしていれば指定を受けることができる仕組みとなっています。指定を受けるに当たり屋外ービスなどのサービスメニューを持つこと自体は問題ありませんが、利用者に誤解を与える可能性があることから、デイの定義に無い内容のメニューをメインとして掲げ過ぎないようお願いいたします。・年間行事の場合は確認項目による確認は不要です。ただし、年間行事の行事名や時期等については、通所介護計画への位置付けをお願いします(「行事名〇〇〇〇」「〇月頃実施」といった位置付けで可)。
2	季節行事(年間数回)は外出可と聞きましたが、事業所で年間計画を作成していましたら季節行事を実施する前に一度事業係で確認をしていただいた方がよろしいでしょうか?	デイサービス等の年に数回程度の年間行事等については,利用者全員一律に 実施することが可能であり、事業係への確認等は不要です。
3	加算を取ってなくても必要と判断されたら屋外サービスも提供できる?	加算の有無等にかかわらず、 <u>居宅での生活行為等の維持向上を目的</u> とし、確認項目等により個別に必要性を確認できている利用者については、屋外でのサービス提供が可能です。
4	・外出時の人員配置の考え方を示して下さい(2単位?) ・機能訓練で有るならば利用毎に外出(スーパーでの買物) が可能か?それとも日々はデイで訓練して評価のときだけな のか?TV,新聞に出ていたデイサービスはどうなのか?毎 日行っていると思うのだが?	・外出組と事業所に残る組(残留組)に分かれる場合は、事業所内には残留組の人数に応じ人員基準を満たせるよう、配置をお願いします。また、外出組については、外出する利用者の人数に応じ人員基準を満たした上で、安全性に配慮し、必要数の配置をお願いします。なお、ご質問のように単位が2単位に分かれるものではありません。 ・介護報酬の対象として提供が可能かどうかについては、買い物だから、評価の時だけだから等、形をもって可否を判断できるものではありません。その利用者の居宅での生活行為等の維持向上を目的とし、確認項目等により利用者個々の必要性を確認したうえで、サービスの提供をお願いします。
5	年に数回の外出(花見など)はOKとしらなかったがケアマネのプランに入らなくても実施OKか?知りたい。個別に確認書が必要か?	年間行事については、ケアプランに必ずしも位置付けられている必要はありません。またこの場合、確認項目による個別の確認は必要ありません。
6	中間ぐらいからしか音声がきこえてこなかった。 先日テレビに てカジノ的な通所介護の放送があった。 同様に考えるのか?	・音声の不具合につきましては、ご不便をおかけし申し訳ございません。 ・デイサービスに限らず、実際にお金を賭けてのカジノやギャンブル行為については、法律で禁止されております。 ・屋内で実施する場合は確認項目までは必要ありませんが、例えばお金を賭け
7	テレビで放映された高知市に新しくできるギャンブルデイサービスに関して、施設内であれば何でもいいの?といった 疑義が生じております。高知市として何らかの説明や解釈をすべきと考えます。	ないゲーム等のサービスメニューが介護報酬の対象として提供可能かどうかについては、利用者個々の必要性(そのサービスがその利用者の居 <u>宅での生活行為等の維持向上</u> にどう繋がるのか等)を確認したうえで判断されるものです。このことは、どのサービス種類でも同じことが言えます。
8	話をきいていて、確認項目の書類を誰が作成するのか、事業所なのかケアマネなのかわかりづらかった。	確認項目の作成者は、基本的にはデイサービス事業所と考えます。ただし、ケアマネジャーと相談し、連携しながら作成することを妨げるものではありません。

No.	質問	回答
9	結論から言うと、屋外サービスを禁止するものではないが、 確認項目をきちんと作成することが必要なのだと思いますが 確認項目の記載が複雑で残業しているのが現状です。月1 回までは確認項目なしでも可とか、またはもう少し単純な記載には変更できないものでしょうか。一人暮らしで身寄りもない高齢者にとって出かける機会があることは心身の健康にも 大事なことだと思います。	研修会にてお示しした確認項目については、屋外サービスをご提供いただく前提として、省略できない最低限のものとなっております。お伝えしておりますとおり、デイサービス等は利用者全員が一律に屋外でサービスを受けられるものとはなっていないことから、実施にあたっては必ず確認項目による確認をお願いいたします。
10	ケアマネジャーのアセスメントのもと、サービスを調整していく 事はわかりましたが包括支援センターからの新規必要な時 にサービスが先行している事が多々あります。研修内容と相 違を感じます。	これまで同様のご意見をいただいておりますので、基幹型地域包括支援センターと連携しつつ、適切なサービス調整について周知してまいります。
11	通所介護以外のサービスで補えない場合のみということが理解できた。通所介護の事務員が夕方のお弁当をかまえ持ち帰るなどの方法での夕食手配もだめでしょうか。	サービス提供に支障がない範囲で職員が対応するのであれば問題ありません。
12	・歩行器を使われている介護予防の方(とご家族の方)が買い物に行けるようになること、500m先のところへ行けるようになる事を目標にされているが、デイサービス内の庭では距離が足りず、サービス提供が難しい。(庭がないデイもある)・↑上記のような場合、確認項目を満たしているなら屋外でのリハビリサービスを提供してもよいのか?(月1回、年1回ではなく例えばデイを週6で利用されている方に週3・4回そのサービスを提供することは可能なのか?)定期的に	利用者の居宅における生活行為の自立(利用者が自宅から買い物に行けるようになる)を中心としたサービスの検討であり、ご質問のような事例は屋外でなければ実践できない支援内容であると考えられるため、屋外サービスでの提供は可能と考えます。